

令和3年4月18日

都道府県実業団バドミントン連盟 各位

日本実業団バドミントン連盟

令和3年度日本実連支部登録についてのお詫びと訂正

拝啓

貴連盟におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は当連盟の運営にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。ご理解をお願いいたします

令和3年3月15日付けで 令和3年度の支部登録について案内を差し上げましたが、令和3年2月に開催した日本実連理事会の決定事項と相違したまま、送付をしてしまいました。ここにお詫びと正しい登録方法を連絡させていただきます。尚、すでに納入していただいた支部につきましては、別途連絡の上、返金をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

敬具

記

正しい2021年度の登録について

2020年度登録済みの支部で、登録事業所に変更のない場合については、「分担金と登録料ともに2021年度は納入は不要」とし、する。但し、新規事業所がある場合には「登録料*新規事業所」分を納入すること。

但し、新規支部登録をする場合には規定通り、「分担金と登録料」を納入する事。

以上